

つがる西北五広域連合病院施設整備等基金条例

平成23年3月28日
条 例 第 1 号

(設置)

第1条 つがる総合病院、サテライト病院及びサテライト診療所の建設及び整備並びに寄付者の意向を反映した施策等に要する資金に充てるため、つがる西北五広域連合病院施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金は、前条の目的に沿う寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。